

平成27年度 認定子ども園（幼稚園認定）の利用者負担額（保育料）表

| 階層区分 | | 定 義 | 利用者負担額 (月額) |
|------------|----|--|----------------|
| 第1 | | 生活保護法による被保護世帯等 | 0円 |
| 第2-1 | | 市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯（母子・父子・障がい者世帯等の世帯） | 0円 |
| 第2-2 | | 市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯（第1階層及び第2-1階層を除く。） | 0円 |
| 市民税所得割課税世帯 | 第3 | 77,100円以下 | 4,900円 |
| | 第4 | 77,101円以上 211,200円以下 | 9,300円 |
| | 第5 | 211,201円以上 | 14,500円 |

八代市の認定子ども園の幼稚園認定の利用者負担額（保育料）を上記のとおり決定し、平成27年4月1日から適用します。

平成27年度は国の徴収基準額表の区分に基づき、徴収金額を軽減して設定いたしました。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- (1) 第3階層から第5階層までの世帯で、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合の利用者負担額の軽減。

| | |
|-------------|------|
| 2番目に年齢の高い児童 | 半額軽減 |
| 3番目以降 | 無料 |

- (2) 階層区分の認定は、4～8月までは、入所児童と同居している父母および家計の主宰者の平成25年中の収入に係る市民税の課税状況（課税世帯の場合は、所得割額の合計額で算定）に応じて階層を認定し、9月から3月までは、平成26年中の収入に応じて、同じく、階層を認定します。

なお、年度途中において課税内容や世帯構成に変更があった場合は、届出が必要です。（課税内容の変更については、さかのぼって適用されます。また、世帯構成の変更があった場合は、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更となります。）

- (3) 上記利用者負担額（保育料）に給食費は含まれておりません。

【保育所に関するお問い合わせ】

〒866-8601 八代市松江城町1番25号

八代市福祉事務所 こども未来課 保育係 TEL 0965-33-8721（直通）